

資料 1 - 2

主な吉川市の障がい者福祉の動向

1 平成 2 4 年度における動向

	平成 2 4 年度			
	4 月		1 0 月	
計画相談支援の給付	→			
地域移行支援・地域定着支援の給付	→			
障害者虐待防止センター機能の整備 (障害者虐待防止法の施行)			→	
自立支援協議会の機能強化 (設置要綱の改正)			→	

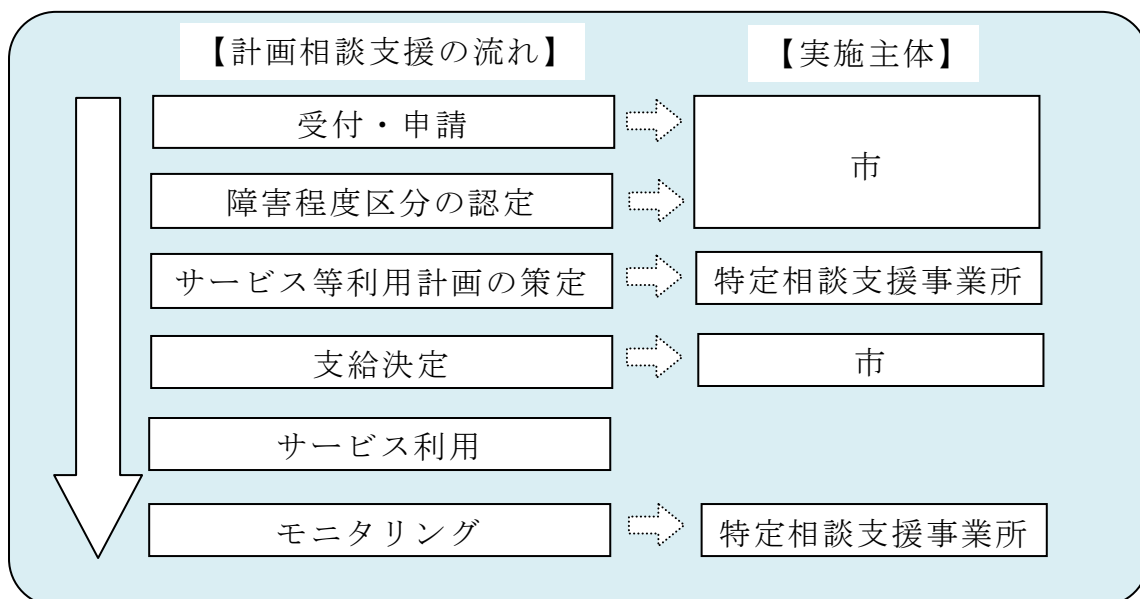
2 計画相談支援について

(1) 概要

障害福祉サービスの支給決定に当たって特定相談支援事業者が「サービス等利用計画案」を策定し、これを勘案して支給決定が行われる。支給決定後は、一定期間ごとのモニタリングを行う。

- ・市内の特定相談支援事業者：特定非営利法人なまずの里福祉会
- ・平成 2 4 年度計画相談支援実績：3 1 件（平成 2 5 年 1 月 2 9 日現在）

【計画相談支援のイメージ】



3 地域移行支援・地域定着支援の給付について

(1) 概要

指定一般相談支援事業者がサービスの支給決定を受けた受給者に対して、以下のサービスを提供する。

①地域移行支援

精神科病院や施設から地域へ生活の場を移行することを目的に、生活環境の整備や住居の準備などの支援を行う。

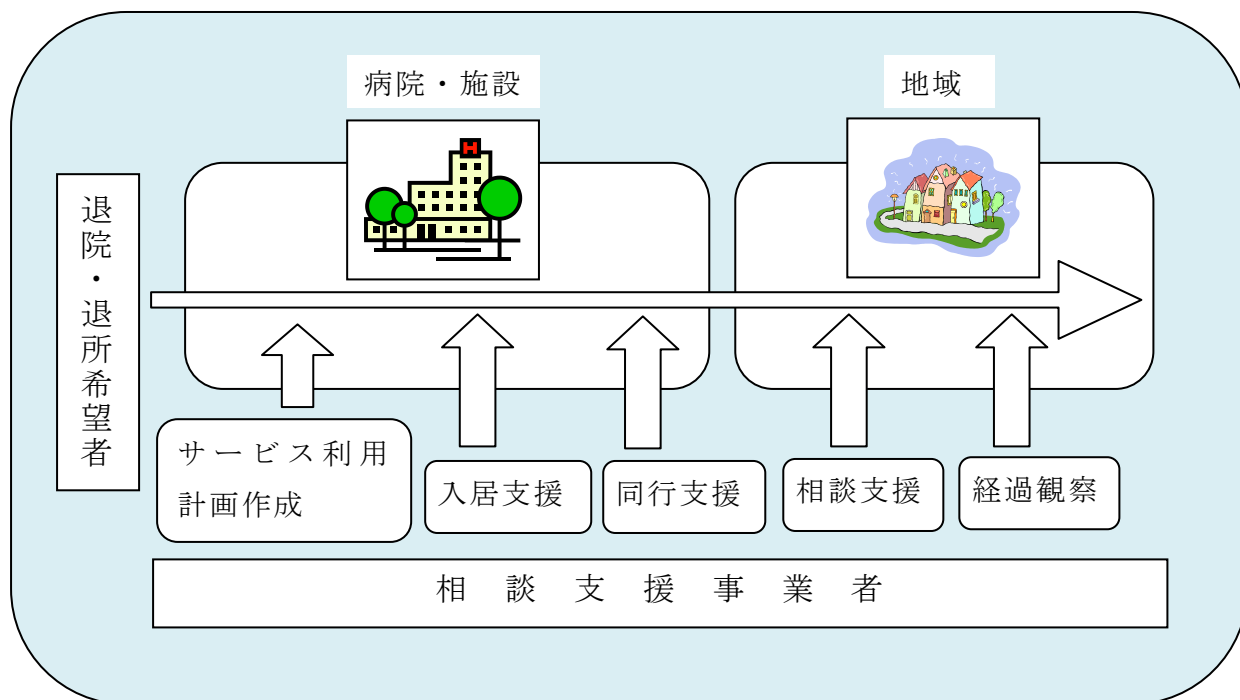
②地域定着支援

地域移行支援により地域での生活を始めた方や、家族等の支援が十分でなく地域での生活に支援を要する方を訪問等により支援する。

- ・市内の指定一般相談支援事業者：特定非営利法人なまずの里福祉会
- ・平成24年度実績（平成25年1月29日現在）

：地域移行支援… 2件 地域定着支援… 8件

【地域移行支援・地域定着支援のイメージ】



4 障害者虐待防止センター機能の整備について

(1) 概要

平成24年10月1日に通称「障害者虐待防止法」が施行され、障がい者への虐待防止及び被害者の保護について市町村の役割が明示された。これを受け、必要な体制整備等を行った。

(2) 障害者虐待防止法について

- ①虐待の定義 養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待
- ②虐待の類型 身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待
- ③市町村の役割

- ・関係機関の連携強化支援などの整備体制
- ・人材の確保と資質の向上のための研修等
- ・啓発活動



これらの役割を果たすために市町村は、「市町村障害者虐待防止センター」機能を持つものとされた。

(3) 吉川市の対応について

①障害者虐待防止センター機能の整備

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関すること」を、社会福祉課障がい福祉系の業務として位置付け、法の要求する「障害者虐待防止センター」機能を備えた。

②通報や届出受理体制の整備

閉庁時の通報等に対応するために緊急連絡先を守衛室に備えた。

③緊急時の対応マニュアルを整備

緊急性の判断及び緊急性が高いと判断される場合の対応についてマニュアルを作成し、担当職員の研修を実施。

④制度の周知

法施行について広報及びホームページに掲載するとともに、市内事業者にも説明を実施。

⑤連携体制の整備

自立支援協議会の役割に「障がい者虐待の防止及び虐待を受けた障がい者等の支援など権利擁護に関すること」を明記

市外の入所施設に緊急時の協力を依頼

警察署の担当課に対して制度の説明を行うとともに、調査や緊急時の対応について協力を要請

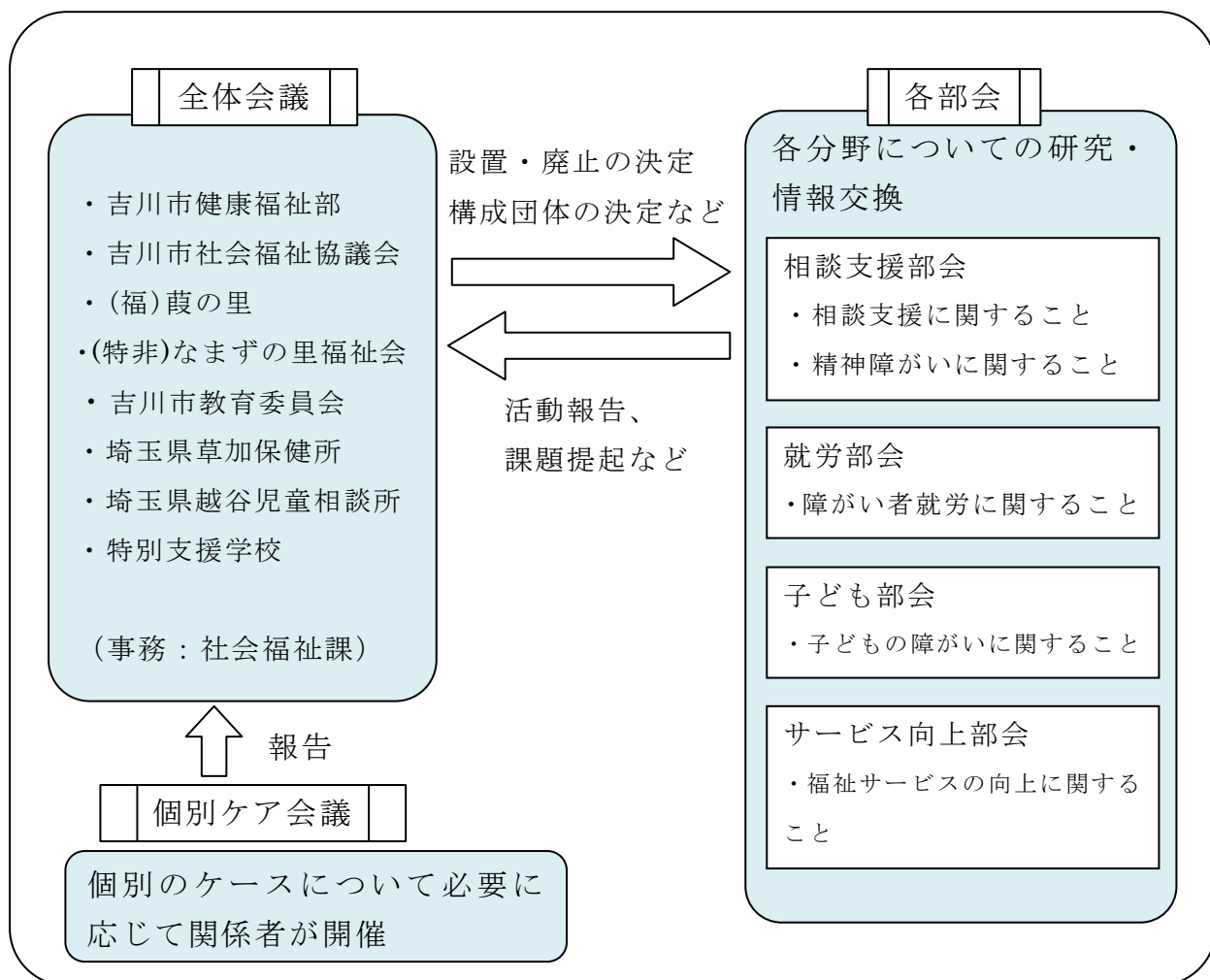
5 自立支援協議会の機能強化について

(1) 概要

障害者自立支援法に「市町村自立支援協議会」が位置付けられ、その役割等について明記された。

当市においては、自立支援協議会は設置済みであるが、吉川市自立支援協議会設置要綱（平成24年10月1日施行）を改正し、更なる機能強化を図り、関係機関の連携強化や地域の障がい福祉サービスの充実に取り組むこととした。

【自立支援協議会の運営の形】



6 障害者自立支援法の改正

(1) 概要

障害者自立支援法が改正され、平成25年4月1日に施行される。(一部については、平成26年4月1日施行)

(2) 主な改正内容 (平成25年4月1日施行分)

